

# アダム・スミスと北アメリカ植民地問題

Adam Smith on the Disturbance in North American Colonies

八幡 清文

Kiyofumi YAHATA

## はじめに

アダム・スミスの『国富論』には、「植民地について」と題されたひととき長大な章が第4編第7章として収録されている。また、『国富論』の一応の原稿が1772年までに書き上げられながら、それが1776年に刊行されるまでさらに数年を必要とした一因は、その期間にロンドンに滞在していたスミスが、グレート・ブリテンの北アメリカ植民地の最新の情勢に基づいた見解を『国富論』に盛り込もうとしたことにあるとされる<sup>(1)</sup>。このことによってもスミスが植民地論を『国富論』における重要なテーマとして意識していたことがうかがわれる。これは、北アメリカ植民地問題をあまり重視しなかったと思われるデヴィッド・ヒュームと著しい対照をなす点である<sup>(2)</sup>。スミスが植民地問題を重点的に論じたのは、何よりもスミスが近代のヨーロッパ諸国が世界各地に進出して開拓した植民地を、重商主義の独占精神の典型的表現としての市場独占の体制と把握して容赦ない批判の対象としたことによるであろう。しかしそれだけではなく、スミスが『国富論』を準備していた時期に、グレート・ブリテンが北アメリカに開拓した植民地と本国との関係が悪化しつつあったことも重要な背景となっているに違いない。そのため、『国富論』の植民地論には、近代ヨーロッパ諸国が各地に建設した諸植民地の事情に関する全般的な考察と、ブリテンの北アメリカ植民地をめぐる当面の問題に関する

時論的な考察との両方が混然と展開される結果となっている。

スミスがブリテンの北アメリカ植民地のめざましい経済発展に大きな関心を寄せ、それが「富裕の自然的進歩」を体現している代表的な新興経済地域として高く評価していることについては、すでに別稿で論じたところである<sup>(3)</sup>。ところがそうした急速な経済成長を実現しつつある北アメリカ植民地とブリテン本国との政治的な関係の将来像については、スミスは『国富論』で多くを語っているにもかかわらず、それらは必ずしも明快な論理で記述されてはいない。それもあってスミスの北アメリカ植民地論は、これまでスミス研究において対立する解釈が提起されてきた問題であり、現在でも定説が確立されているとは言い難い。本稿では、こうした問題状況を念頭におきつつ、新たな分析方法でスミスの北アメリカ植民地問題を考察することを試みる。そうした考察は、スミスが重商主義的なグローバル化によって形成された国家制度にどのような問題を見出していたかを突き止めるための材料を提供することになるであろう。

## 1. 『国富論』における植民地問題の情勢認識

グレート・ブリテンと北アメリカ植民地との関係が緊張し始めた直接のきっかけはブリテン政府による植民地への課税問題であり、その発端は1765年の印紙条例の制定であった。『国富論』は、この問題以降の本国と植民地との緊張の高まりを背景に執筆されているから、その叙述には当然そうした緊張関係の進行に対する言及が見られる。そこでまず、スミスが1776年の『国富論』初版の刊行において、この問題のどこまでの事態の推移を視野に収めていたかを検証してみることにする。この作業は、ブリテンと北アメリカ植民地との関係の将来をスミスがどのように構想したかを分析するための予備作業となるであろう。『国富論』は何度も改版が出版され、この植民地問題についての叙述にも部分的な

追加や修正はなされたものの、スミスの見解の基本は変更されてはいないと考えられるのである。

北アメリカ植民地問題に関するスミスの論述の少なくとも一部は、『国富論』の執筆の最終かそれに近い段階で書かれた可能性がある。そうした可能性を示すのは、まずスミスが『国富論』の第4編第3章の末尾で、ある国は貿易差額が長期にわたって不利な状態であっても目覚ましい経済成長を実現できると主張した文節で「現在の動乱が始まる前のわれわれの北アメリカ植民地の状態と、それらの植民地がグレート・ブリテンと行なっていた貿易の状態とは、いま述べたことが決して不可能な想定ではないことの証拠として役立つであろう」(WN498/訳(2)380)と述べたうえで、この文章にある「現在の動乱」という表現に第3版(1784年)で「このパラグラフは、1775年に書かれた」(WN498/訳(2)380)と注を付けている事実である。このことから、スミスが1775年に、ブリテンと北アメリカとの間で発生した「動乱」に注意を払いながら、『国富論』を仕上げつつあったことを確認できる。

北アメリカ植民地問題に対する発言の中で、書き留められた時期をさらに狭く推定できるのは、第4編第7章で「現在グレート・ブリテンが1年以上のあいだ(1774年12月1日から)、植民地貿易の極めて重要な部門、すなわち北アメリカの12の連合属州との貿易から完全に除外されている」(WN606/訳(3)202)と述べられている部分である。これは、植民地諸州が第1回大陸会議の決議に基づいて、本国政府の抑圧的な政策への対抗策として、ブリテン本国との貿易を禁止したことを指している。この発言は、この部分が1774年12月から「1年以上」たった時点で書かれていることを示している。また『国富論』初版は1776年3月に刊行され、しかも初版の印刷時期については、スミス自身が第3版への「はしがき」で「以下の著作の初版は、1775年のおわりと

1776年のはじめに印刷された」(WN8/訳(1)17)と明言しているから、植民地問題についての所説は執筆の完了直前までかけて書かれたものと推定できる。ともあれスミスは、ブリテンと北アメリカ植民地との武力紛争のゆくえをできるかぎり見極めつつ植民地問題を論じようと努力したと推測できるのである。

このようにいくつかの発言から、『国富論』の北アメリカ植民地問題に関する少なくとも一部の箇所は、1775年以降に書かれたと確認できる。その『国富論』初版では、いくつかの箇所で北アメリカ植民地の状況が「現在の動乱」と表現されている<sup>(4)</sup>。スミスはさらに、北アメリカの状況を「われわれの北アメリカ植民地の反乱」(WN500/訳(2)384)とも表現し、また「アメリカでの戦争」(WN701/訳(3)360)と呼んでもいる。「動乱」にせよ、「反乱」にせよ、「戦争」にせよ、それらの表現には、1775年5月にレキシントンとコンコードにおける英軍と北アメリカ民兵との衝突が起きたのをきっかけに武力紛争が本格化したことが反映されていると推測できる。ただし、スミスが『国富論』初版を準備していた段階では、その武力紛争は植民地側にとって「独立」を目指す闘争となっていたわけではない。というのも、植民地に独立の気運が高まるのには、1776年1月に出版されたトマス・ペインの『コモン・センス』が大きな影響を及ぼしたとされているからである<sup>(5)</sup>。だから1776年3月に刊行された『国富論』初版は、北アメリカで武力衝突が激化しつつあったが、植民地側にとってまだ独立のための戦争と意識されてはいなかった時点で完成された著作であると推論できるが、それでも『国富論』初版は、ブリテンにとって北アメリカ植民地問題の解決は容易ではなくなりつつあるという認識のもとに準備された著作であると考えられるのである。

スミスは『国富論』初版では、北アメリカでの武力衝突を「現在の動乱」と呼ぶ一方で、「近頃の動乱」という表現で武力衝突

を終結した事件のように述べている箇所もある。例えばすでに触れたように、第4編第3章の末尾にあり、スミスが第3版で「このパラグラフは、1775年に書かれた」と注を付けている文節にある「現在の動乱」という表現は、初版では「近頃の動乱」となっていたのが、第2版で「現在の動乱」に改訂されたものである。そのため、スミスは初版刊行の時点では、植民地で発生した事態をそれほど深刻に把握してはいなかったと解釈されるかもしれない<sup>(6)</sup>。けれども『国富論』初版の各所でも、スミスがブリテン本国と北アメリカ植民地との抗争が必ずしも短期的に終結するとは認識してはいないことをうかがわせる発言が見られる。例えばスミスが第5編第1章の民兵と常備軍について論じた箇所で、「アメリカでの戦争が長引いて、さらにもう一つの戦役ともなれば、アメリカの民兵は、最近の戦争〔7年戦争〕で少なくともフランスやスペインの最強の老練兵士たちに劣らない武勇が見られた、あの常備軍に、どの点でも匹敵するものとなるだろう」(WN701/訳(3)360)と述べている文章からは、「アメリカでの戦争」が長期化する場合がありますとする認識が読み取れるであろう。さらに公債について論じた第5編第3章では「しかもわれわれは、現在、新しい戦争にまきこまれており、その戦争は、進展につれて、われわれの以前の戦争のどれにも劣らず高価なものであることが判明するだろう」(WN924/訳(4)317)と述べているが、これはアメリカとの「新しい戦争」がこれからさらに「進展」する可能性をもつことを前提とした発言であると解される。したがってこれらの点からも、スミスが『国富論』初版の時点ですでに、北アメリカ植民地で勃発した武力紛争について、その鎮圧は容易ではなく、この問題の成り行きは決して楽観視できないという認識に達していたと解釈できる。スミスが「事態がこうなっているのに、われわれの植民地を力だけで容易に征服することができるとうぬぼれている人々は、たいへん愚かなのである」(WN623/訳(3)

228-229) と述べているのは、スミスのそうした危機意識の表明であろう。事実、後で述べるように、『国富論』初版には、この武力紛争が場合によっては北アメリカの独立に結びつくであろうという予感が語られているのである。

## 2. 自発的分離と合邦の諸結果

グレート・ブリテン本国と北アメリカ植民地との紛争は、当時のブリテンにおいて多くの論客が発言し、議論が沸騰した問題であった<sup>(7)</sup>。前述したように、この問題はスミスも強い関心を寄せ、『国富論』で積極的に自説を展開している。そこで表明されているスミスの所説についてはこれまでも様々な解釈がなされてきたが、とくに焦点となってきたのは、本国と植民地との将来に関してスミスが分離説と合邦説のいずれの立場を採っているのかという問題であった。確かに『国富論』では分離と合邦の両方の解決策が論じられ、しかもスミスは両者を直接比較して優劣を論じているわけではないため、スミスが結局どちらの立場を主張しているのかが判然としない面があることは否めない<sup>(8)</sup>。そこで本稿ではこの問題について、二つの視点を区別して分析することで問題に接近することにする。その一つは分離と合邦のそれぞれがもたらしうる諸結果という視点であり、もう一つは分離と合邦それぞれの実現可能性という視点である。こうした複眼的な視点からの分析によって、この問題に関するスミスの錯綜した論述をより明確に整理することができるであろう。まず本節では、分離と合邦のそれぞれがもたらすと予想される諸結果についてのスミスの分析を検討する。

初めに本国と植民地との分離の諸結果から取り上げる。スミスはグレート・ブリテンが自発的に植民地を放棄すべきであるとする提案について、次のように述べる。

もしそのような提案が採用されるなら、グレート・ブリテンは植民地の年々の全平時施設費からただちに解放されるばかりでなく、自由貿易を効果的に保証するだろう通商条約を植民地とのあいだに締結できるだろう。その自由貿易は、商人にとってはグレート・ブリテンが現在享受している独占よりも不利でも、全国民にとってはより有利なものである。このようにして良友と別れることになれば、おそらく近年のわれわれの不和がほとんど消滅させてしまった母国に対する植民地の自然的な情愛は、急速に復活するだろう。その情愛は彼らを、分離するときにはわれわれと結んだ通商条約を、いつまでも尊重したいという気持ちにさせるばかりでなく、貿易においてはもとより、戦争においても、われわれを支持し、不穏で党派的な臣民であるかわりに、われわれの最も誠実で情愛があり、寛大な同盟者になる気を起こさせるだろう。そうなれば、古代ギリシアの植民地と、それらが出てきた母都市とのあいだに存在するのを常としていたのと同種の、一方の側の親としての情愛と、他方の側の子としての尊敬とが、グレート・ブリテンとその植民地のあいだに復活するだろう（WN617/訳(3) 219-220）。

ここには、ブリテン本国が北アメリカ植民地を自発的に分離するならば発生するであろういくつかの利益が挙げられている。まず本国は植民地の「年々の全平時施設費」すなわち植民地統治のための平時の財政負担から解放されることが強調されている。のちに触れるけれども、この財政負担はスミスが植民地問題を論じるさいに一貫して重要な視点となっている。スミスはさらに、植民地の自発的分離が両国間の通商条約の締結による自由貿易の実現という貿易の利益、また戦争のさいに北アメリカがブリテンの「最も誠実で情愛があり、寛大な同盟者」になることによる安全保障上の利益をもたらすことも指摘する。こうして北アメリカ植

民地の自発的な分離は、ブリテンに財政、貿易、安全保障の各面で大きな利益をもたらすとされている。スミスはブリテンと北アメリカとのそうした関係改善の基盤として、自発的分離が後者の前者に対する「自然的な情愛」の復活をもたらすことに注目している。これは、北アメリカ植民地がグレート・ブリテンからの移民によって形成されたという両国の民族的共通性を源泉とする情緒的要素が北アメリカの分離後の両国関係の特別な絆となるという洞察であり、北アメリカのブリテンからの分離が両国を疎遠な関係にするわけではないことを主張する見解である。

このようにスミスは、ブリテンと独立した北アメリカが、保護貿易ではなく、民族的共通性に由来する「自然的な情愛」に支えられて強固な自由貿易の関係を結ぶことができると展望している。スミスは「その自由貿易は、商人にとってはグレート・ブリテンが現在享受している独占よりも不利でも、国民にとってはより有利なものである」と述べ、自由貿易こそがブリテンの真の国益を実現するとする。しかしそれは北アメリカについても言うはずであり、そうした意味で自由貿易は互恵的な国際関係の基礎になるであろう。スミスがブリテンによる自発的分離後の北アメリカとブリテンとの関係を、重商主義政策によって形成された国際関係の克服によって成立するはずの新たな国際関係の一つのモデルと認識していることが明らかである。ブリテンによる北アメリカの自発的分離は、スミスが重商主義を批判しつつ望見する将来の新たな国際関係の形成への貴重なステップとなりうるとされているのである。

次にグレート・ブリテンと北アメリカ植民地との合邦にともなうと予想される結果について検討しよう。スミスは自発的分離以上に合邦がもたらす諸結果について多くの筆を費している<sup>(9)</sup>。だが、スミスがブリテンと植民地との関係の将来図として描く「合邦」は、それまでのブリテンによる北アメリカ植民地支配の体制の延



長上に描かれる国家体制ではない。それは、これまでの植民地体制の大改造によって実現する国家体制である。スミスのそうした立場は、古代ローマにおける同盟国との合邦と現代のブリテンの北アメリカ植民地との合邦とを比較しつつ次のように語られる。

ローマの国家体制はローマとイタリアの諸同盟国家との合邦によって必然的に破壊されたけれども、ブリテンの国家体制がグレート・ブリテンとその諸植民地との合邦によってそこなわれる見込みはまったくないのである。それどころかその国家体制はそれによって完成されるだろうし、またそれなしでは不完全であるように思われる。この帝国のすべての地方の事柄について審議し決定する会議が、適切に情報を得るためには、その各地方からの代表がいなければならないのは確実である (WN624/訳(3)232)。

スミスが認めるグレート・ブリテンと北アメリカ植民地との合邦の第一の意義は、それによってブリテンの国家体制が「完成」することにある。ただしその「完成」をもたらす「合邦」は、国事を審議する議会がすべての地方からの代表によって構成される国家体制とされている。だからそれは、それまでの母国と植民地というブリテン本国と北アメリカ植民地との支配従属関係を解消してはじめて成立する国家体制なのである。

とはいえ、スミスは、ブリテン議会への北アメリカの代表の容認という母国側の一方的譲歩によって実現するブリテンの国家体制の「完成」を構想しているのではない。すでに北アメリカ植民地の分離による利益の一つとして、ブリテンが北アメリカ植民地統治のための平時の財政負担から解放されるとするスミスの認識を見たけれども、スミスが問題視するのは平時の財政負担だけではない。スミスは「母国の防衛または国内統治の支持に多少なり

とも収入を提供したのは、スペインとポルトガルだけである。他のヨーロッパ諸国民の植民地、とくにイングランドの植民地に課された税は、平時に植民地に投下された費用に等しいことはめったになかったし、戦時に植民地が必要とした経費をまかなうに足りることは決してなかった」(WN593-594/訳(3)179)と述べて、ブリテンの植民地はそれの維持経費を平時だけでなく戦時においても、他のヨーロッパ諸国の植民地にもまして不十分にしか負担してこなかった事実を重視する。そうした認識を前提に、スミスは次のように提案する。

グレート・ブリテンの議会は諸植民地に課税することを主張し、彼らは自分たちが代表をもたない議会によって課税されることを拒否する。もしグレート・ブリテンが、この総連合から脱退するそれぞれの植民地に対して、本国の同胞臣民と同一の税を課される結果として、また同一の貿易の自由を認められる代償として、帝国の公収入に寄与する程度にふさわしい数の代表を認め、その寄与のうちに増加しうる度合いに応じてその代表も増加するものとするなら、それぞれの植民地の指導的な人々に対して、社会的地位を獲得する新しい方法、新しく、より魅力的な野心の対象が与えられることになるだろう(WN622/訳(3)227-228)。

スミスは、ブリテン本国と北アメリカ植民地との紛争の主因が本国議会への代表権をもたない植民地に対して本国による新たな課税が企てられたことにあるから、それを解決する方法は、北アメリカへの課税とそれの母国議会への参加との取引であるとしている。だからスミスが構想する「合邦」は、北アメリカ植民地への課税と、それに見合う北アメリカのブリテン議会への代表の容認とを同時に実現する体制の構築であり、したがってスミスが言

うブリテンの国家体制の「完成」は、北アメリカに対する課税とブリテン議会への代表権の付与をとともに含んでいる。こうしたスミスの合邦論が、ブリテン本国と北アメリカ植民地との双方にとって利益となる国家構想として提起されていることは言うまでもなからう。

スミスは、北アメリカの各植民地に存在する「植民地協議会は、イングランドの下院と同様、必ずしもつねに民衆の極めて平等な代表ではないけれども、それよりも一層その性格に近づいている」

(WN585/訳(3)163) と述べ、植民地における統治がグレート・ブリテン本国よりも共和制の性格を帯びていると認めているけれども、北アメリカ植民地とブリテンが合邦することによってアメリカの代表者の数が増大する結果、王権と議会との権限の分立を基礎とするブリテンの「国家体制の均衡」(WN625/訳(3)233) がくつがえされ、結果的に王権か民主的勢力かのいずれかの影響力が強まるのではないかというブリテン人の危惧に対して、アメリカの代表者の数をアメリカでの税の徴収高に比例させるようにすれば「国家体制の君主制的部分と民主制的部分とは、合邦ののちにも、それ以前とまったく同程度の力関係を保つだろう」

(WN625/訳(3)233) と断言してブリテン人の危惧を否定し、合邦後も国家の「君主制的部分」と「民主制的部分」との均衡によって安定した国家体制を維持することは可能であると強調している。

けれどもスミスは、合邦後の国家体制に何らの変化も生じえないと認識しているのではない。スミスは北アメリカが政治の中心地から遠く離れているために多くの抑圧にさらされるのではないかとその地の人々が恐れているのに対して、北アメリカの代表者たちによって抑圧は防止されるであろうから、そうした恐れは杞憂であるとしてうえで、北アメリカの経済発展は非常に急速であるから1世紀ほどでアメリカの徴収税額がブリテンのそれを超えるかもしれないとし、「その時には、帝国の中心は、帝国のうち

でも、全体の一般的防衛と維持に最も寄与する地方へと、当然に移動するだろう」(WN625-626/訳(3)234)と合邦後の国家の長期的な展望を語っている。これを北アメリカ人に対する迎合的な発言と解すべきではない。ブリテンと北アメリカとの合邦による国家では政治の中心地がいずれ移動するだろうという予想は、当時の他の論者にも見られたものだからである<sup>40</sup>。政治の中心地の将来的な移動の可能性を含むスミスの合邦論は、当時であっても特異な見解ではなかったことが注意されなければならない。

本稿はスミスの政治制度論を詳細に論ずる場ではないけれども、当面の主題に関連する限りで論及するならば、そもそもスミスは政治制度としての民主制に対して素朴な信奉を表明してはいない。上に見たように、スミスがブリテンの国家体制において「君主制的部分」に対して「民主制的部分」が拮抗する要素として存在することに意義を認めていることは事実である。しかし他面でスミスが問題によっては民主制に厳しい眼を向けていることは、奴隷制をめぐるスミスの見解にうかがうことができる。18世紀はヨーロッパで奴隷制への関心が高まった時代であったが、スミスの著作にも奴隷制について独自の見解が見出される。スミスは古代から近代にいたる奴隷制の観察に基づいて、『国富論』では「奴隷の状態が、自由な統治のもとでよりも、専制的な統治のもとでのほうが良いということは、すべての時代、すべての国民の歴史に証拠があると私は信じる」(WN587/訳(3)167)と断言する。ここでは「自由な統治」と「専制的な統治」を対比したうえで、前者においては後者におけるよりも奴隷が苛酷な境遇におかれることが主張されている。スミスは『法学講義』Aノートでは、「統治が専制的であればあるほど、奴隷たちは良好な状態におかれ、国民が自由であればあるほど、奴隷たちはますます惨めである。民主制においては、彼らはそれ以外のどの場合よりも惨めである」(LJA185/訳191)と明言し、さらに「民主制統治においては、

立法者たちがそれぞれ奴隷たちの主人であるために、奴隷制が廃止されることはまずありえないのであり、したがって彼らは、自分たちの所有のうちのこれほど価値のある部分を手放す気には決してならないだろう」(LJA186/訳193)と述べ、民主制のもとでは奴隷制は永続するだろうとまで予想している。ここでスミスが論じている民主制は、古代アテネの例のように、奴隷制と併存する民主制である。そうした民主制はもちろん「自由な統治」に属するが、そこにおける「自由」を享受するのは奴隷ではない人々だけであり、そうした自由人によって所有される奴隷の境遇は他の政体以上に劣悪になるため、民主制のもとでは奴隷の解放は望みえないというわけである。スミスは民主制が奴隷制と併存する政体であることを前提に、民主制は奴隷にとっては他の政体以上に絶望的な体制であると判断している。

奴隷制と民主制との関係をめぐる論述には、スミスが民主制に危惧すべき要素を認めていることが示されているが、それと同様の民主制観は、グレート・ブリテンと北アメリカ植民地とのこれからの関係についての議論にも表明されている。『国富論』の末尾近くにおいて、スミスは両地域の合邦がもたらしうる結果の一つを次のように述べている。

諸植民地では、抑圧的な貴族制度が支配的であったことはない。しかしそういう植民地でさえ、グレート・ブリテンとの合邦によって、幸福と平穩の点で、多くを得るだろう。それは少なくとも、小民主国と不可分のものである悪意と敵意に満ちた分派抗争から、植民地を解放するだろう。この分派抗争は、あのようにしばしば、国民の愛情を分断し、形態においてはあのように民主的なものに近いそれらの政府の平安を乱してきた。……現在の動乱が始まる以前は、母国がつねに強制的な力で、こうした分派抗争が激化してはなはだしい野蛮と侮辱よりもさ

らに悪い状態になるのを、抑止することができた。その強制的な力が完全に除去されてしまえば、分派抗争はおそらくまもなく激化して、公然たる暴力と流血になるだろう。一つの統一政府のもとに統合されているすべての大きな国では、党派心は、遠隔地方では、帝国の中心よりも力を得ないのがふつうである。それらの属州の首都からの距離、すなわち分派や野心の大きな争いの主舞台からの距離は、それらの属州を、抗争するどの党派の考え方にもあまり入りこまず、すべての党派の行動に対して、より関心のない中立的な観察者にするのである（WN944-945/訳(4) 355-356）。

スミスは北アメリカ植民地の多くが民主制に近い政治体制をとる「小民主国」であるとする認識を前提に、そうした「小民主国」では「悪意と敵意に満ちた分派抗争」が「不可分」であるとする。スミスがここで強調する「分派抗争」は北アメリカの諸植民地という「小民主国」の現象であり、必ずしも民主制国家一般の政治を批判したものではないけれども、スミスが民主制という制度に全幅の信頼をおいてはいないことが表明されている。

スミスは、北アメリカ植民地がブリテンと合邦すれば、植民地は政治の中心地からは「遠隔地方」に位置することになるので、党派抗争に対しては「中立的な観察者」の立場となり、党派抗争からは解放されて「幸福と平穏」を享受することになるだろうと予想している。スミスが構想する合邦は、すでに見たように、帝国議会への北アメリカからの政治的代表を受け入れるものであるが、スミスは大国の中の「遠隔地方」は「分派や野心の大きな争いの主舞台」ではないため、そこにおける代表者の選出では「小民主国」の場合とは異なって党派抗争は克服されるであろうとする。ブリテンとの合邦は北アメリカに政治的安定という大きな効用をもたらすということである。

またスミスは、「現在の動乱」以前には、母国が「強制的な力」で植民地の「分派抗争」の激化を抑止できたが、「強制的な力が完全に除去されてしまえば、分派抗争はおそらくまもなく激化して、公然たる暴力と流血になるだろう」とも予想している。これは北アメリカのブリテンからの独立が北アメリカ諸州の政治の大混乱をもたらすであろうという見通しである。他方で諸植民地は「グレート・ブリテンとの合邦によって、幸福と平穩の点で、多くを得るだろう」とされる。これらの文章は、分離と合邦によって引き起こされるそれぞれの政治的結果の予想であるが、こうした対比的予想だけでただちにスミスの真意が合邦論にあるとは断定できない。だが、スミスが北アメリカのブリテンからの分離は少なくともその地の国内政治の面では難問をかかえこむことになると危惧していることは注意に値するであろう。北アメリカ諸州の政治的安定性に関するスミスの論述には、ブリテンからの分離がブリテンよりもむしろ北アメリカにとって不都合な結果をもたらしうるとする認識が語られているのである。

### 3. 自発的分離と合邦の実現可能性

前節においては、グレート・ブリテンと北アメリカ植民地との間に勃発した武力衝突を終結させ、両者の関係を再建するためにスミスが提示した二つの方策にとまなうと予想されている諸結果について分析した。本節では、自発的分離と合邦という二つの方策のそれぞれが実現する可能性について、スミスがどのように判断しているかを考察する。スミスはそれらの方策がどの程度の実現可能性をもつかを十分に意識しつつ論じているからである。

まず自発的分離の可能性についてのスミスの見解を取り上げる。スミスは次のように語っている。

グレート・ブリテンは自発的に、植民地に対するすべての権

威を放棄すべきであり、それらが自分たち自身の為政者を選び、自分たち自身の法律を制定し、自分たちが適切と考えるままに和戦を決めるのを、放任すべきだと提案することは、これまで世界のどの国民にも採用されたことのない、また今後も採用されることが決してないような方策を、提案することになるだろう。属州を統治することがどれほど厄介で、またそれが必要とした経費に比してそれが提供した収入がどれほど小さくても、それに対する支配を自発的に放棄した国民は、いまだかつてない。そのような犠牲は、しばしば国民の利益に合致することがありうるとしても、つねにどの国民の誇りをも傷つけ、おそらくさらに重要なことには、それらはつねにその〔国民の〕中の支配層の私的な利益に反するものであって、彼らはそれによって、信頼と利得をとまなう多くの地位の処分権と、富と榮譽を獲得する多くの機会とを奪われるということである。そういう処分権と機会は、最も不穏で、また全国民にとっては最も不利益な属州でも、それを領有していれば、ほとんど必ず提供されるのである。最も夢想的な熱狂家でも、そのような方策を、少なくともいつかは採用されるという真面目な期待をいくらかもって提案することは、めったにできはしないだろう（WN616-617/ 訳(3) 218-219）。

スミスの主張は非常に明確である。スミスはグレート・ブリテンによる北アメリカ植民地の放棄すなわち植民地の独立の容認を「最も夢想的な熱狂家でも、そのような方策を、少なくともいつかは採用されるという真面目な期待をいくらかもって提案することは、めったにできはしないだろう」と冷厳な筆致で不可能視している。つまりスミスは、ブリテンによる北アメリカ植民地の自発的分離が、かりに冷静な人物でなくとも提案し難いほどに実現不可能な方策であることを認めているのである<sup>(11)</sup>。



スマスは、自発的分離を「最も夢想的な熱狂家でも」めったにできない提案としているが、こうした構想はスマスが最初というわけではなく、すでにジョサイア・タッカーによって北アメリカ植民地問題の解決策として提案されていたことは看過すべきではない<sup>12)</sup>。タッカーは1774年に刊行した『政治経済問題四論と二教説』で、北アメリカ植民地との紛争の様々な解決策について検討したのちに「北アメリカ植民地に対して、彼らは自由独立の国民であって、われわれは彼らに何らの要求もしないことを宣言し、しかしてこの自由と独立が外国から侵されないよう保証を申し出ることによって、〔われわれが〕北アメリカ植民地から完全に手を引いてしまう提案<sup>13)</sup>を、最良の解決策と明言していたのである。したがってスマスが提起している自発的分離ないし放棄の道は、当時であってまったく孤立した構想であったということではないことは事実である。

けれどもスマスが植民地の自発的放棄の可能性について論ずる場合、それをグレート・ブリテンだけの問題としてではなく、より一般的な観点からも分析しているのは、タッカーには見られない特徴であると思われる。スマスにとって植民地の放棄が困難なのはグレート・ブリテンに限ったことではない。スマスがグレート・ブリテンによる植民地の自発的放棄を「これまで世界のどの国民にも採用されたことのない、また今後も採用されることが決してないような方策」であると述べているのは、植民地の自発的放棄があらゆる植民地保有国において実現しえない難題であると把握していることを示している。また上記の引用からは、スマスが植民地の自発的放棄があらゆる植民地保有国にとって困難である理由について、二つの側面に着目していることが読み取れる。その一つは、植民地の放棄が「しばしば国民の利益に合致することがありうるとしても、つねにどの国民の誇りをも傷つけ」ということ、すなわち保有国の国民は植民地の放棄に対して「利益」

の考慮よりも「誇り」から反応するということである。一般国民にとって植民地の放棄は経済的な利害よりも非合理的な感情の問題であるということである。スミスは植民地の放棄が一般国民にとって合理的に判断できることではなく、宗主国に特有のナショナリズムの感情によって反応する問題であることを洞察している。

だがスミスがナショナリズムの感情よりも「さらに重要なこと」として重視するのは、植民地の放棄が「つねにその〔国民の〕中の支配層の私的な利益に反する」ことである。この「支配層」は、「信頼と利得をともなう多くの地位の処分権と、富と栄誉を獲得する多くの機会」という一般国民がもちえない「私的な利益」を独占する階層であり、彼らはその保持のために植民地の放棄に抵抗するのである。植民地という市場の独占は決して全国民にとっての独占ではなく、一部の支配層のための独占にすぎないというのはスミスの重商主義的植民地政策への批判における基本的視点であるが、そうした視点からスミスは重商主義政策によって推進された植民地の自発的放棄が一部の階級の利害関係によって阻止される現実を批判的に分析している。

スミスは、植民地保有国による植民地の自発的放棄がありえない理由についての独自の分析を提起していると考えられる。これまでの考察から、スミスが植民地の自発的放棄が困難な理由を、ナショナリズムと利害関係という二つの要素に見ていることが明らかである。これら二つは相互に無関係に作用する要素ではない。スミスの分析によるならば、植民地の保有が単に「支配層の私的な利益」のためのものであるにもかかわらずその自発的放棄が不可能な一因は、一般国民が放棄による自己の利益を冷静に判断できず感情によって反応してしまうからである。スミスが植民地保有国の国民が抱く感情として注目する「誇り」(pride)は、『道徳感情論』において相当に強い関心を寄せている感情でもあり、第6版で増補した箇所では、それと「虚栄」(vanity)の感情に

ついで、それら「二つの悪徳は、両者ともに過度の自己評価の変形なのだ」(TMS255/訳(下)194)と断じている。そのため『道徳感情論』の翻訳では、プライドは「高慢」と訳されている。スマスが『国富論』で植民地の自発的放棄を妨げる要因として言及する場合のプライドは必ずしも「悪徳」と理解されているわけではなく、植民地保有国の国民が抱く必然的な感情と把握されているから、そこでのプライドを「誇り」と訳するのは適切であろう。だがスマスは、その感情が植民地問題の処理においては国民の抵抗を引き起こす否定的な要因となることも見逃していない。スマスは、植民地問題が利害関係の問題であるとともにナショナリズムの問題でもあるとする洞察から、その自発的放棄が困難であることを強調している。

次にもう一つの解決策である合邦の実現可能性について検討しよう。スマスは合邦の可能性について「私は、この合邦が容易に実現できるとか、実施にあたって困難が、しかも大きな困難が起こることはあるまいとか、言うつもりはない。とはいえ、私は、克服できそうもない困難については、何もまだ聞いたことがない。おそらく主な困難は、事柄の性質からではなく、大西洋の両方の側の人々の先入見や意見から生ずるのだらう」(WN624-625/訳(3)232)と言明している。スマスが合邦には「大きな困難」がともなうと見ていること、しかしその主な困難が「事柄の性質」すなわち合邦が国家制度としてはらむ重大な欠陥から生ずるものではなく、ブリテンと北アメリカの人々のそれぞれがもつ「先入見や意見」に起因すると認識していることが明らかである。すなわち合邦の成否は大西洋の両岸の人々の意識にかかっているといえるのである。

そうした「先入見や意見」とは、具体的には、すでに前節で見たように、ブリテンの側では、合邦によって北アメリカの代表が多くなる結果としてブリテンの「国家体制の均衡」が損なわれる

という恐れであり、北アメリカの側では、合邦体制においては自分たちが政治の中心地から遠く離れているために多くの抑圧にさらされはしないかという恐れである。しかしスミスがそうした両方の恐れはともに何の根拠もないと否定していることはすでに論じたところである。スミスの合邦論は、人々の「先入見や意見」という非合理的な意識に対して向けられた論争としての側面もっている。

以上は、『国富論』の第4編第7章で展開される合邦論であるが、スミスは同書の最後の章であり、公債について論じている第5編第3章で、課税制度の観点からブリテンと植民地との合邦の可能性について考察している。そこでは次のように語られる。

グレート・ブリテンの課税制度を、ブリテンまたはヨーロッパから出た人々の住む帝国のすべての属州にまで拡大すれば、はるかに大きな増収が期待できるだろう。しかしこのことは、ブリテンの議会に、もし諸君が望むならブリテン帝国議会に、それらのさまざまな属州のすべての公正で平等な代表を認めないかぎり、すなわちグレート・ブリテンの代表がグレート・ブリテンに課せられる税収に対してもっているのと同じ割合を、各属州の代表が各属州の税収に対してもつことを認めないかぎり、グレート・ブリテンの国家制度と矛盾なく実行することは、おそらくできないだろう。多くの有力者の私的な利益、国民多数の抜きがたい偏見は、たしかに、現在のところ、そのような大きな変化に反対し、克服することが極めて困難な、おそらくはまったく不可能な障害となっているように思われる (WN933-934/訳(4)335)。

スミスがここでブリテンの課税制度をすべての属州に拡大するために必要としている条件、すなわちブリテンと同等の条件での

属州の帝国議会への参加こそスミスが提案する合邦構想の核心をなすことは言うまでもない。けれどもスミスはこの箇所でも、「多くの有力者の私的利益、国民多数の抜きがたい偏見」がそうした合邦の実現にとって「克服することが極めて困難な、おそらくはまったく不可能な障害」となっていることを認める。そのためスミスは、ブリテンとその属州との課税制度の統一の考察について、「そのような思弁は、最悪の場合でも一つの新ユートピアと見なすことができるのであって、それはたしかに面白さでは昔のユートピアに劣るが、それ以上に無用で空想的というわけではない」（WN934/訳(4) 336）と述べて、自己の課税統一案を「ユートピア」としつつ、もし実現されるならばそれがどのような意義と効用をもつかについて説明を続けている。だが「ユートピア」という表現は、スミスが自己の合邦構想に立ちはだかる壁が厚いことを自覚していることを象徴的に語るものである。

このようにブリテンと北アメリカとの紛争の解決策としてスミスが論じている自発的分離と合邦は、いずれも実現は極めて困難な方策であるという認識のもとに提起されている。しかし実現が困難であるのは、それらの方策に大きな欠陥があるためとはされていない。北アメリカのブリテンからの分離がその地の政治的混乱をもたらす危険性があるとはされているが、どちらの方策もブリテンと北アメリカの互恵的利益をもたらさうる解決法であることはスミスの強調するところである。それらの実現を困難にしているのは人々の強い抵抗であるが、注意すべきはそうした強い抵抗が北アメリカ植民地よりはグレート・ブリテンの国内に存在するとされていることである。というのも、まずブリテンによる自発的分離を北アメリカが拒否することはありえないであろう。また、合邦については、北アメリカの人々が合邦体制のもとで自分たちが抑圧されるのではないかという恐れをもっていることは事実である。けれども前節で見たように、合邦によって「それぞれ

の植民地の指導的な人々に対して、社会的地位を獲得する新しい方法、新しく、より魅力的な野心の対象が与えられることになるだろう」とされているから、北アメリカに帝国議会への応分の代表を認めるならば、それは北アメリカの指導層に新たな活躍の機会を提供することになり、したがって合邦は北アメリカの指導層にとって容認できる解決策となろう<sup>14)</sup>。また、ブリテンの課税制度の属州への拡大が「ブリテンの議会に、もし諸君が望むならブリテン帝国議会に、それらのさまざまな属州のすべての公正で平等な代表を認めないかぎり」不可能であるとされているのは、裏返せば各属州に「公正で平等な代表」を認めるような合邦が実現するならば、課税制度の拡大も可能になることを意味する。スマスは北アメリカ植民地の帝国議会への代表権の要求を実現する合邦ならば、北アメリカはそれを受け入れる可能性があると判断していると考えられる。

したがってスマスの分析では、自発的分離でも合邦でも、それらに強く抵抗するのは宗主国であるブリテンの側であって北アメリカではない。しかもスマスは、自発的分離の場合にも合邦の場合にも、ブリテン国内で抵抗を引き起こす要因を本質的に同一の事象に求めている。すなわち自発的分離の場合には「支配層の私的利益」と「誇り」という国民感情とが抵抗要因であり、合邦の場合にもやはり「多くの有力者の私的利益」と「国民多数の抜きがたい偏見」という国民意識とが抵抗要因なのである。つまりどちらの場合でも、ブリテンの国益とは対立する「支配層」や「有力者」の「私的利益」、さらに一般国民の「誇り」や「偏見」という感情・意識が植民地問題の解決を阻んでいる根本的要因と捉えられている。

こうした植民地問題の分析には、スマスの重商主義批判の方法的視点が適用されていることを見てとることができる。ここで言われている「支配層」や「多くの有力者」の主勢力は、重商主義

政策の推進者として、スミスが「商人と製造業者」と呼んでいる階層であり、スミスはこの階層こそ国民全体の利益を犠牲にして植民地の保有によって独占的利益をむさぼる勢力として、一貫して強い批判を向けている。北アメリカ植民地問題においても、そうした一部階層の「私的利益」と、そうした階層がまさに「支配層」であり「有力者」であるために保護主義的な言説を国内に浸透させる結果として強化される国民の非合理的な感情や意識とが、植民地問題の解決を妨げる元凶とされている。スミスは武力紛争にまで至った北アメリカ植民地問題を、重商主義体制批判の視座から解明しようとしている。『国富論』で植民地について論じた章が主に重商主義批判を目的とする第4編におかれていることには深い意味がこめられているのである。

#### 4. ブリテン帝国の改編と北アメリカ植民地

スミスは植民地問題を論ずるさいには、属領の所有国をしばしば「帝国」(empire)と表現し、グレート・ブリテンについては「ブリテン帝国」(British empire)と呼んでいる<sup>45)</sup>。スミスは現在のブリテン帝国がどのような版図をもつかについて特に説明してはいないが、その手掛かりとなる箇所が、『国富論』第5編第3章でブリテンの課税制度をこの帝国のすべての属州に拡大した場合に予想される増収額について、帝国の各地域の推定人口を基礎に試算している箇所に見られる。その箇所ですミスは、グレート・ブリテン、アイルランド、北アメリカと西インドの植民地の人口の合計について「ヨーロッパとアメリカのブリテン帝国全体には1,300万人の人口しかいないものと仮定しよう」(WN937/訳(4)342)と述べているから、これらが『国富論』で論じられている「ブリテン帝国」を構成する諸地域と見てよいであろう。

スミスが「帝国」について語る場合のモデルはもちろん古代ローマであるが、スミスの帝国論の基軸は、近代の帝国を、近代ヨー

ヨーロッパが重商主義政策の一環として独占市場としての植民地を非ヨーロッパ地域に拡大してきた結果として形成された重商主義帝国として捉える視点にある。つまりスミスにおいては、ブリテン帝国はグレート・ブリテンの重商主義政策の追求が生み出した政治的産物なのであるが、同時にブリテンが直面している北アメリカ植民地との紛争はそうしたブリテンの重商主義帝国の建設の企図が行き詰まっていることを証明する事件なのである。これを敷衍して言うならば、スミスの帝国論の背景には、ブリテンだけでなく近代ヨーロッパ諸国による重商主義的な植民地建設が今や収支決算を迫られているとする時代認識があり、スミスはブリテン帝国だけでなく帝国一般における属州の存在意義をその経済的な側面すなわち帝国の統治経費の側面から分析する作業を通してブリテン帝国の将来を展望しようとしているのである。

スミスは植民地保有国がそれから引き出す特別の利益を「すべての帝国が支配下の属州から引き出す一般的な利益」(WN593/訳(3)178)と、「ヨーロッパのアメリカ植民地のような、極めて特殊な性質の属州に由来すると想定される特殊な利益」(WN593/訳(3)178)とに区別し、さらに「一般的な利益」を帝国の防衛のために属州が提供する兵力と、帝国の国内統治のために属州が提供する収入とに分けたうえで、次のように述べる。

ヨーロッパのアメリカ植民地は、母国の防衛のために兵力を提供したことはいまだかつてない。それらの兵力は、自衛にも十分だったことはいまだかつてないし、母国がさまざまな戦争にかかわったとき、植民地の防衛は、一般に、母国の兵力のなほだしい分散を引き起こした。したがって、この点では、ヨーロッパの植民地は、すべて例外なしに、それぞれの母国にとって、強さの原因であるよりは、弱さの原因であった。

母国の防衛または国内統治の支持に多少なりとも収入を提供



したのは、スペインとポルトガルの植民地だけである。他のヨーロッパ諸国民の植民地、とくにイングランドの植民地に課された税は、平時に植民地に投下された費用に等しいことはめったになかったし、戦時に植民地が必要とした経費をまかなうに足りることはけっしてなかった。したがってそうした植民地は、それぞれの母国にとって、支出の原因であって収入の原因ではなかったのである（WN593-594/訳(3)178-179）。

スミスはこの引用箇所直前で、属州が提供する兵力と収入について「ローマの植民地は、時にはこの両者を提供した。ギリシアの植民地は、兵力を提供することがあったが、収入を提供することはめったになかった」（WN593/訳(3)178）と述べているから、近代ヨーロッパ諸国の植民地体制を古代のギリシア、ローマの植民地体制と比較しつつ、それが国家財政上の面ではスペインとポルトガルを除いて損失を招いていること、とりわけイングランドの場合には最悪の結果となっていると認識していることが読み取れる。属州から兵力と収入をともに引き出したローマ帝国と比べるならば、近代ヨーロッパ諸国が作り上げた植民地帝国は総じて貧弱な不良品にすぎないということである。

他方、「極めて特殊な性質の属州に由来すると想定される特殊な利益」については、スミスは「排他的貿易が、そうした特殊な利点全体の唯一の源泉である」（WN594/訳(3)179）と断定する。この「排他的貿易」すなわち植民地貿易の独占は、グレート・ブリテンの場合、「グレート・ブリテンの特定の階層の人々の収入を増加させるかもしれないとはいえ、国民全体の収入を増加させるのではなく、減少させる」（WN618/訳(3)220）。ここでの「特定の階層」は植民地貿易に従事する商人階層であり、スミスは植民地貿易の独占が「国民全体の収入」を犠牲にすることで植民地貿易商人の利益を増進していることを口をきわめて批判してい

る。つまりブリテンが作り上げた帝国は、ブリテンの国家収入に寄与しないだけでなく国民全体の収入にも寄与しない国家体制なのである。そうした認識の結果として、「現在の運営方式のもとでは、グレート・ブリテンが植民地に対して有する支配から受け取っているのは、損失のほかには何もない」(WN616/訳(3)218)と断定される。スミスがブリテン帝国の現状に対して非常に深刻な憂慮を抱いていることが明らかである。

以上は『国富論』第4編第7章におけるブリテン帝国の現状に対する批判的分析であるが、これと同様の議論は『国富論』の第5編第3章にも見られる。この章は公債について論じた章であり、スミスの主たる関心は「現在ヨーロッパのすべての大国民を抑圧し、長期的にはおそらく破滅させてしまうだろう巨額の債務」(WN911/訳(4)294)の発生原因の究明にある。スミスの理解では、多種多様な奢侈品が豊富に生産される商業国では主権者がどうしても浪費的になるため国家財政は平時でも余裕のない状態となりがちであるが、「平時に節約をしないから、戦時に債務を契約しなければならなくなる」(WN909/訳(4)290)。この一文には、スミスが近代ヨーロッパ諸国が「巨額の債務」にあえぐようになった一大原因を、それら諸国が続けてきた戦争に見出していることが示唆されている。事実スミスは「戦争と軍備とは、近代において、すべての大国の必要経費の大部分を引き起こす二つの事情である」(WN821/訳(4)125)と述べている。だが、それらの大国による戦争はしばしば植民地の獲得や保持のためになされたのであるから、結局のところ公債問題に関するスミスの立脚点は、近代のヨーロッパ主要国で「巨額の債務」をもたらしたのは、それら諸国の植民地の拡大と帝国建設のための闘争であったという基本認識にある。そうした債務事情はグレート・ブリテンも例外ではなく、スミスは繰り返される戦争のための公債発行がブリテン帝国の建設の資金源となったとする見地から、ブリテンの公債問

題をブリテン帝国の国家体制と不可分の問題として論じようとしている。

スミスは混合政体をとるイングランドの政府について「どのような長所があろうと、いまだかつてやりくり上手で名をあげたことはなく、平時には一般に、おそらく君主制にとって自然のものであるらしい不精でなげやりな乱費をもってふるまい、戦時には、民主制がおちいりがちな無分別な乱費のかぎりを尽くしてきた政府」(WN818/訳(4)119)と断定し、平時でも戦時でも変わらないその乱費的傾向を厳しく批判する。もっともスミスは政府の慢性的な乱費がブリテンの経済発展に致命的な打撃となったとは把握してはいない。スミスは「われわれの現在の課税制度によって名誉なことには、これまでそれが産業に迷惑をかけることは極めて少なかったので、もっとも費用のかかる戦争の間でさえ、諸個人の儉約と立派な行動とは、貯蓄と蓄積によって、政府の浪費と乱費が社会の総資本に作ったすべての破れ目を修復することができたように思われる。……グレート・ブリテンは、半世紀前にはだれも支えうるとは信じなかった負担を、苦もなく支えているように思われる」(WN929/訳(4)327)と、民間人の「貯蓄と蓄積」が政府の「浪費と乱費」を圧倒するほどに強力に作用したためにブリテン経済が成長を続け、それによって巨額の財政負担をなしえてきたことを認めている。だがそれでもスミスは「しかしそれだからといって、グレート・ブリテンはどれほどの負担でも支えることができると即断しないようにしよう。いや、グレート・ブリテンがすでに背負ってきたよりも少々重い負担でも、たいした苦痛なしに支えることができるという過度の自信さえ、もつことはやめにしよう」(WN929/訳(4)327)と、ブリテンの財政改革の必要性を強調する。

スミスがブリテンと北アメリカ植民地との紛争の解決策の一つとして提案する合邦は、そうしたブリテン帝国の財政状態の改善

のための税収入増加策としての意義を付与されている。スミスはグレート・ブリテンの公債について「その公債は、グレート・ブリテンだけでなく、帝国のさまざまな属州の貿易のために起債されたものであり、とりわけさきの〔7年〕戦争のさいに起債された巨額の公債と、その前の〔オーストリア継承〕戦争のさいに起債された公債のかなりの部分は、ともにまさしくアメリカ防衛のために起債されたのであった」(WN944/訳(4)354)と、近年の公債の多くが北アメリカ植民地の「防衛」のために発行されたことを強調する。しかし、スミスが北アメリカによる帝国財政への貢献は平時でも戦時でも極めて不十分であったと判断していることはすでに見たとおりである。こうした属州による受益と負担の不均衡こそスミスがブリテン帝国の根本矛盾と見なす問題であり、スミスは、そうした不均衡を、北アメリカ植民地だけでなく、公債の発行によって支えられた名誉革命の結果としてプロテスタントが政治的権威や自由、財産、宗教への保証を得ているアイルランドにも見出すのである。こうした認識を背後にスミスは「アイルランドとアメリカがともにグレート・ブリテンの公債の償還に貢献するのは、正義に反することではない」(WN944/訳(4)354)と断言している。

スミスの合邦論は、北アメリカ植民地による公債償還への協力という「正義」を実現するための方策としての意味をもっている。けれどもこの「正義」は、本国議会への北アメリカの参加を承認することなしには実現しないことであり、そうした意味でブリテン帝国体制の改編が必要条件となる構想である。つまりそれは、これまでのブリテン帝国に存在した属州に不利な政治的不平等を解消する一方で、母国ブリテンに不利な財政的不平等も解消する帝国であり、したがってブリテンと北アメリカとの間での財政的負担と政治的権利における平等をともに実現する新たな帝国の構想である。それゆえスミスを「リベラルな帝国主義者」<sup>(16)</sup>と呼ぶ

解釈も提起されている。

スミスは、ブリテン側が北アメリカの代表を拒否してきた結果、北アメリカによる帝国への応分の貢献が実現していない現実を前に「帝国を支えるために公収入も軍事力も拠出しない国々を属州と考えるわけにはいかない。それらの国々は、おそらく、帝国の付属品、一種の見事で派手な道具一式と考えていいだろう」（WN946/訳(4)358）と述べているが、これは「派手な道具一式」にすぎない北アメリカはブリテンの属州とは見なすことはできず、逆にまたそうした北アメリカをかかえるブリテンは「帝国」とは言い難いという主張である。属州であるはずの地域が応分の負担をしていない国家体制は「帝国」としての資格要件を欠いているというわけである。そのためスミスは「ブリテンの支配者たちは、過去1世紀以上の間、大西洋の西側に大きな帝国をもっているという想像で、国民を楽しませてきた。しかしながらこの帝国は、これまで、想像のなかにしか存在しなかった。これまでのところ、それは帝国ではなく、帝国についての計画であり、金鉱山ではなく、金鉱山についての計画であった」（WN946-947/訳(4)358-359）と、大西洋をまたぐブリテンの国家体制は現実には幻想の帝国にすぎないことを強調している。スミスにとってブリテン本国と北アメリカ植民地との武力紛争が勃発している現状は、幻想の帝国としてのブリテン国家が破綻の危機に至ったことを意味しているのである。

スミスは北アメリカ植民地の将来について、ブリテンとの合邦の利益について説明した後に「この種の合邦によって防止されなければ、グレート・ブリテンからの完全な分離が多分起こるだろう」（WN945/訳(4)355）と述べている。これはさりげない発言ながら、ブリテンと北アメリカとの武力紛争がさらに続くならば、結局は北アメリカの独立に終わるとする予感を語っている。合邦が「完全な分離」を「防止」しようとされているのは、すでに見

たように、帝国議会に北アメリカの代表を容認する合邦ならば北アメリカに受け入れられる可能性があるという判断があるからである。こうした判断は、スミスが合邦をブリテン帝国の平和的な改革のための有効な方式と評価していることを示唆する<sup>17)</sup>。

合邦が帝国の平和的な改革の方式となりうるのは、それが合邦するどの地域にも多くの利益をもたらしうるからである。スミスの合邦論がブリテン本国と北アメリカ植民地との双方にとって利益となる国家構想として提起されていることはすでに本稿の第2節で分析したけれども、同様の見解は他の箇所でも見出せる。例えばスミスはアイルランドの今後について「グレート・ブリテンとの合邦によって、アイルランドは、貿易の自由のほか、はるかに重要で、その合邦にともなうかもしれない税の増加を償って余りある、他の利益を手に入れるであろう」(WN944/訳(4)354)と述べて、かつてスコットランドがイングランドとの合邦によって実現したのと同様の、アイルランドにおける抑圧的な貴族制度からの解放が実現するであろうとしている。また、すでに見たように、アメリカの諸植民地は「グレート・ブリテンとの合邦によって、幸福と平穩の点で、多くを得るだろう」とされている。さらに、これもすでに言及しように、合邦の結果としてブリテンの課税制度が帝国のすべての属州に拡大されるならば、非常に大きな増収が期待できるとされ、合邦は属領にとってだけでなくブリテンにとっても大きな財政的利益をもたらしうるとされている。しかし、それほど利益をブリテンと属州の双方にもたらしうるにもかかわらず、スミス自身が合邦を「ユートピア」と呼ぶほどにその実現可能性を認めず、しかもその主因をブリテン自体の国内事情、すなわち支配層の私利と先入見や偏見にとらわれた国民意識とに求めていることはこれまでの考察したところである。したがって合邦は北アメリカ諸州のブリテンからの「完全な分離」を「防止」することができ、しかもブリテンと属州の両方

に大きな利益をもたらしうる解決法であるにもかかわらず、ブリテン自身の内部要因によって実現不可能な「ユートピア」なのである。

スミスがブリテンと北アメリカとの武力紛争の結末をどのように予想していたかを伝える資料として、『国富論』初版の刊行から2年後の1778年に作成されたと見られる文書が存在する。実はこの文書の執筆者は明らかではないが、「アメリカとの紛争の状態についてのスミスの考え、1778年2月」と題され、またスミスと親交のあったウェダバーン家に所蔵されていたこと、さらにこの武力紛争に関して『国富論』と共通する見地が語られていることから、この武力紛争に対するこの時点でのスミスの見解の表明であると推定されている。スミスはこの文書で、この武力紛争において可能な結末を四つ挙げている。すなわち①アメリカの完全な屈服、②アメリカの完全な解放、③旧体制すなわち紛争開始以前のブリテンと北アメリカとの関係の復活、あるいはそれに近い結末、④北アメリカの一部の屈服と残りの部分の独立、という結末である。

この文書では、武力紛争のそれぞれの結末に応じて成立しうる様々な国家体制についても語られているが、スミスは「必然的にしかも気づかぬうちに、アメリカの全面的な分離に到達するように、工夫された、旧制度の見かけの復活は、おそらく、グレート・ブリテンの国民とアメリカの指導的な人々との双方を、満足させるであろう」と述べ、またそうした計画のもたらす結果が「おそらく最も国家にとって有利であるだろう」(Corr.384/訳442)としている。初めは旧体制が復活するがやがてはアメリカの分離にいたるという計画は、ブリテンと北アメリカのどちらも満足させる構想であり、また国家的な利益ともなるということであるが、一方でスミスはブリテンの国家体制からそれが実現不可能な計画であることを認めている。そこで結局スミスは、④のケース、つ

まり北アメリカの一部分の屈服と残りの部分の独立が「この不幸な戦争の四つの可能な終末のすべてのうちで、とびぬけて最大の可能性をもつ」(Corr.384/訳442)と断定するが、同時にその屈服した一部の地域を維持することは、ブリテンにとって大きな負担と困難をとまなうことを断っている。こうした議論は、1778年の時点でスミスがブリテンの武力による北アメリカ植民地の完全な制圧は望めず、北アメリカ諸州の少なくともかなりの部分は独立に向かう客観情勢にあると認識していることを示している。つまりこの文書でも、これまでのブリテン帝国の体制は何らかの形で改編が必至となっているという認識が表明されているといえる。

スミスは『国富論』全編の末尾の文節で、ブリテンの「道具一式」としての北アメリカの処置について「もしその帝国が、もはやこの道具一式をかかえておく費用に耐えられないならば、間違いなく、それを手放すべきであるし、その費用に必ずしも公収入をあげることができないならば、少なくともその費用を収入に適合させるべきである」(WN946/訳(4)358)と言明して、帝国体制の根本的改編が不可能なゆえに北アメリカからの応分の財政的貢献が望みえないグレート・ブリテンがなすべきことは北アメリカ植民地の自発的分離以外にないことを示唆している。またスミスは、『国富論』を「もしブリテン帝国のどの属州も帝国全体を支えるのに寄与させられないならば、今こそグレート・ブリテンが戦時にそれらの領域を防衛する費用、平時にその民事的、軍事的施設のどの部分をも維持する費用から、みずからを解放し、自分の将来の展望と計画を、自己のまったくふつうの境遇に適合させるように努めるときである」(WN947/訳(4)359)という文で結んでいる。これは、グレート・ブリテンが保有する全植民地の完全な放棄を必ずしも意味する文言ではない<sup>(18)</sup>。だが、少なくとも北アメリカ諸州の自発的分離による帝国の縮小を勧告するものであ



る。北アメリカ諸州の合邦が帝国の規模を維持しつつその改革を図る方法であるのに対して、北アメリカ諸州の自発的分離は帝国の規模の縮小によってそれを改革する方法なのである。こうした北アメリカの自発的分離を勧告するスミスの論拠となっているのが、北アメリカの維持のために多額の公債発行を迫られてきた帝国財政の改革の必要性であることは、この結語にも語られている。

とはいえ、すでに検討したように、スミスが自発的分離について「これまで世界のどの国民にも採用されたことのない、また今後も採用されることが決してないような方策」と明言し、「最も夢想的な熱狂家でも、そのような方策を、少なくともいつかは採用されるという真面目な期待をいくらかもって提案することは、めったにできはしないだろう」と認めて、それがブリテン政府によって実現される可能性がほとんどないことを認めていることは事実である。しかし、それにもかかわらずスミスが自発的分離の提案をあえて『国富論』の結語としたのは、前述したように、ブリテンと北アメリカとの武力紛争が続くならば、最終的には北アメリカ諸州の分離に終わる可能性が高いという客観情勢の見通しをもっていたことによるであろう。ブリテンと北アメリカとの関係は、もはや武力紛争の継続の結果としての「完全な分離」か、武力紛争の終結のための「合邦」かの二者択一しかないところに至っているのである。『国富論』の初版が刊行された時点では、武力紛争の行方はいまだ定かではなかったが、スミスは武力紛争が勃発し、しかも合邦をブリテンが受け入れない以上、北アメリカ諸州の最終的な分離はもはや避けられない歴史の必然であるとの認識から、ブリテンに対してそうした必然に合致する選択としての自発的分離を、その実現が非常に困難であることを十分に自覚しながらも、あえて提言しているのである。北アメリカ植民地問題に対するスミスの所見には、困難な諸条件のなかで科学的な態度で難問に対する最も妥当な解を見出そうとする合理主義者

スミスの苦衷が表白されていると言えよう。

---

【注】

- \* 本稿では、アダム・スミスのテキストとして、グラスゴウ版のスミス著作集を用いることとし、『国富論』については、次の原書と訳書を使用する。Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by R.H. Campbell and A.S. Skinner, 2vols., Oxford U.P., 1976. 水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』(1)~(4), 岩波文庫, 2000~2001年. 引用においては、引用文の後に、まず原書をWNと表記して引用箇所を示し、その後に訳書の分冊番号と該当ページ数を表示する。

『道徳感情論』は、次の原書と訳書を使用する。Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, ed., by D.D. Raphael and A.L. Macfie, Oxford U.P., 1976. 水田洋訳『道徳感情論』(上)・(下), 岩波文庫, 2003年. 引用箇所の表示は、『国富論』と同様に、まず原書をTMSと表記して引用箇所を示し、次に訳書のページ数を表示する。

また、スミスの『法学講義』は1762-1763年のものと1763-1764年のものとの二種類があるので、慣例に従い前者をLJA、後者をLJBと表記する。引用においては、二種の講義をともに収録した次の原書とそれぞれの訳書を使用する。Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, ed. by R.L. Meek, D.D. Raphael and P.G. Stein, Oxford U.P., 1978. 水田洋他訳『アダム・スミス法学講義1762-1763』名古屋大学出版会, 2012年(LJAの邦訳)／水田洋訳『法学講義』岩波文庫, 2005年(LJBの邦訳). 引用においては、まず原書をLJAまたはLJBと表記して引用箇所を示し、その後に各訳書の該当ページ数を表示する。

ブリテンと北アメリカとの武力紛争についての1778年のスミスの見解を伝える資料とされる「アメリカとの紛争の状態についてのスミスの考え, 1778年2月」は、これを付録として収録しているスミスの書簡集と『国富論』邦訳への解説に収録された翻訳を使用する。Adam Smith, *The Correspondence of Adam Smith*, ed. by E.C. Mossner and I.S. Ross, Oxford U.P., 1977. 水田洋訳『国富論』上・下, 河出書房, 1965年, 下「解説」. 引用においては、原書をCorr.と表記して引用箇所を示し、次に翻訳のページ数を表示する。

すべての訳書について、訳文は適宜変更してある。引用文中の傍点

---

およびカギ括弧は、断りのない限り引用者のものである。

- (1) N. Phillipson, *Adam Smith: An Enlightened Life*, Yale U.P., 2010, p. 208. 永井大輔訳『アダム・スミスとその時代』白水社, 2014年, 276ページ。
- (2) ヒュームは, 1776年2月8日付けのスミスへの手紙で, アメリカ植民地問題について「ぼくの考えでは, それは一般に考えられているように重要なことではない」と述べている。 *The Letters of David Hume*, ed. by J.T.Y. Greig, 2vols., 1932, vol. 2, p. 308.
- (3) 八幡清文「アダム・スミスの新興地域経済論—英領北アメリカ植民地経済の分析—」『国際交流研究』第16号, 2014年。
- (4) 例えば, 『国富論』第4編第7章第2節では, 3箇所 (WN573/訳(3)143, WN574/訳(3)144, および WN585/訳(3)164) で「現在の動乱」という表現が見られる。
- (5) 有賀貞「第2章 アメリカ革命」有賀貞・大下尚一・志邨晃佑・平野孝編『世界歴史大系 アメリカ史1—17世紀—1877年—』山川出版社, 1994年, 130ページ。
- (6) 例えば, 『国富論』を編集したE. キャンンは, 編者注で, この箇所における初版の「近頃の動乱」という表現について, 「われわれが推測しうるのは, スミスは自分の執筆中か, 校正が自分の手もとに帰ってくるときか, それとも自著が出版されるときかのいずれかの時期までに, この動乱が終わるものと考えていた, ということである」と述べている。 A. Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed., by E. Cannan, 6th ed., 2vols, 1950, vol. 1, p. 462. 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』全5冊, 岩波文庫, (三), 138ページ。
- (7) ブリテンにおけるアメリカとの紛争をめぐる論争について, 次の研究は, 主要な論客のそれぞれの主張の要点を概観したうえで, スミスの見解の特徴を論じている。 D. Stevens, “Adam Smith and the Colonial Disturbances”, *Essays on Adam Smith*, ed. by A.S. Skinner and T. Wilson, Oxford U.P., 1975, Part I.
- (8) 北アメリカ植民地問題に関するスミスの見解については, 解釈を変更する研究も見られる。次の著作は, 以前の分離説から合邦説へと変更した解釈を提示している。毛利健三『古典経済学の地平』ミネルヴァ書房, 2008年, 第1章3「スミスとアメリカ革命」。
- (9) こうした事実もあって, 「アメリカ問題に対する『国富論』のオピニオンの重点は合邦論にある」とする解釈もなされている。小林昇『『国富論』におけるアメリカ』『小林昇経済学史著作集Ⅱ 国富論研究(2)』未来社, 1976年, 285ページ, 注(39)。

- 
- (10) この点については、水田洋『アダム・スミス論集—国際的研究状況のなかで』ミネルヴァ書房、2009年、第10章「植民地論のカライドスコープ—アダム・スミスとアメリカ植民地—」が広い視野から行き届いた説明を与えている。また、水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』岩波文庫、(三)、234ページ、訳注(2)も参照。
- (11) D. Winch, *Adam Smith's Politics: An Essay in Historiographic Revision*, reprinted ed., Cambridge U.P., 1979. 永井義雄・近藤加代子訳『アダム・スミスの政治学』ミネルヴァ書房、1989年、184ページ。
- (12) ジョサイア・タッカーが自発的な分離を唱えたことは、かなり早くから指摘されている。その一つに次の論文がある。E.A. Benians, "Adam Smith's Project of an Empire", *Cambridge Historical Journal*, vol. 1, 1925, in *Adam Smith: Critical Assessments*, ed. by J.C. Wood, 4 vols., Routledge, 1993, vol. IV. この論文の表題が示しているように、ベニアンズはスミスが分離論を拒否して独自の合邦構想を唱えたと解釈している。
- (13) Josiah Tucker, *Four Tracts, together with Two Sermons, on Political and Commercial Subjects*, 1774, p. 195. 大河内暁男訳『政治経済問題四論』東京大学出版会、1970年、188ページ。カギ括弧内は訳者による。
- (14) I.S. Ross, *The Life of Adam Smith*, Oxford U.P., 1995. 『アダム・スミス伝』篠原久・只腰親和・松原慶子訳、シュプリンガー・フェアラーク東京、2000年、305ページ。
- (15) 「帝国」については、次の著作が小著ながら広い視野から歴史上の様々な帝国について有益な検討を加えている研究である。Stephan Howe, *Empire: A Very Short Introduction*, Oxford U.P., 2002. 見市雅俊訳『帝国』岩波書店、2003年。
- (16) C.R. Fay, "Adam Smith, America, and the Doctrinal Defeat of the Mercantile System", *Quarterly Journal of Economics*, vol. 48, 1934, in *Adam Smith: Critical Assessments*, ed. by J.C. Wood, 4 vols., Routledge, 1993, vol. IV, p. 53.
- (17) D. スティーブンスは、スミスは北アメリカ植民地に独立を認めることにやぶさかではなかったが、「もっと良い解決策」として一種の「帝國的合邦」を訴えた、としている。D. Stevens, *op. cit.*, p. 206.
- (18) スミスがブリテン帝国の全植民地の放棄を主張してはいないという解釈は、次の研究で強調されている。竹本洋『「国富論」を読む』名古屋大学出版会、2005年、第4章第3節。